

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
翌日の
翌日)

目次

◇告 示 土地改良区の役員住所の変更(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の完了(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて

の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第九百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 石田 紀 光	変更前	八頭郡智頭町大字埴師六五五
	変更後	八頭郡智頭町大字埴師六五六―一

鳥取県告示第九百三十二号

岸本町が行う土地改良事業(農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国坂地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）を平成二年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）国分寺地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
青谷町	第三期山村振興農林漁業対策事業早生地 区区画整理	平成二年三月三十一日

鳥取県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
溝口町	団体営ほ場整備事業福岡地区ほ場整備	昭和六十二年三月二十日
"	" 添谷地区ほ場整備	平成二年三月二十日
"	" 福居地区ほ場整備	平成元年三月二十日
"	" 大滝地区ほ場整備	"
"	農村総合整備モデル事業溝口（富江）地区区画整理	平成二年三月三十日
"	農村基盤総合整備事業旭（福島）地区ほ場整備	昭和五十九年十二月十日
"	農林業地域改善対策事業二部東地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業船越地区区画整理	昭和六十三年三月二十五日

鳥取県告示第九百三十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字洞道谷五七六の八、字奥岩丸木五八一の四、字狼谷五八三の五、字小狼谷五八四の五、五八四の六、五八四の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百三十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
発起人になろうとする者の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字田後三八六 仲山 勝利 岩美郡岩美町大字田後八五〇一 水野 行則 岩美郡岩美町大字田後九五 山口 政信	田後加入区	沖合底びき 網漁業	田後漁業 協同組合	平成二年十二月 四日から同月十 九日まで
岩美郡岩美町大字網代七 七 川 部 一 男 岩美郡岩美町大字岩本三 九〇 中 村 修 美 岩美郡岩美町大字網代一 〇六 板 倉 高 司	網代加入区	沖合底びき 網漁業及び しいらつけ 漁業	網代港漁 業協同組 合	

鳥取県告示第九百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成二年十月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第四百六十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市江津字三嶋河原ノ巻
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡福部村大字細川七四〇一六
有限会社砂丘燃料
代表取締役 前田貞夫

鳥取県告示第九百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年十二月四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 境港市栄町 境港管理組合 管理者 西尾邑次	道路の位置の指定場所 境港市上道町二二九七、 二二九八、二三〇四及び 二三〇五、中野町三二九 二、三三〇四、三三〇七 から三三一一〇まで、三三 一四、三三二六及び三三 二七並びに三三二六地先 水路並びに福定町一八四 四、一八四五、一八五〇、 一八五一並びに一八四九 及び一八五三の一部並び に一八四九地先水路	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 二一・四五～一七・七〇 延長 一、四五八・三〇
---	--	--

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年十二月四日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年十二月六日(木) 午前九時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 平成二年十二月定例県議会付議案について
 - 2 その他